

令和8年度 長崎県免許法認定講習受講の手引き

長崎県教育庁教育人事課

1 免許法認定講習の受講にあたって

本講習は、教育職員免許法及び同施行規則の規定に基づき、現職教育職員に幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状、養護教諭一種免許状、特別支援学校教諭及び栄養教諭一種・二種免許状を取得するために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質向上を図ることを目的として実施するものです。

講師の先生方も、お忙しい中、本講習のため御協力をいただいています。

これらのことを踏まえ、教員として自覚のある態度・行動で講習に臨まれるようお願いします。

2 単位修得証明書返送用の封筒について

・返送用封筒「A4定形外（角2）封筒」について、次のことを確認してください。

□270円切手が貼付されていること。

□宛先は、所属長（敬称は必ず「様」とする）となっていること。

□受講科目番号、受講科目名、受講番号、受講者名が左下に記載されていること。

・レポートを教育人事課へ郵送する際に、同封してお送りください。

3 レポートについて

長崎県教育庁教育人事課に、次の要領で郵送してください。期日を過ぎた場合は不合格となります。

提出要領

・封筒の表に朱書きで「認定講習レポート在中」と書き、前後期別、受講科目名、受講番号、受講者名も併記します。

・提出期限

7月実施分：9月4日（金）必着 8月実施分：9月25日（金）必着

・宛先は、次のとおりです。

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県教育庁教育人事課

※No.5「視覚障害者の心理・生理・病理と指導法」を受講する者については、7月31日（金）の4限目にレポートを作成し、同日16：40までに下記までメールにて送付し、返信用封筒のみ郵送で教育人事課あて提出してください。

提出先：ninteikousyu@pref.nagasaki.lg.jp

4 単位認定について

単位については、8時限のうち7時限以上の出席をしたうえで、試験又はレポートの判定が合格となった場合に認定されます。

5 単位修得証明書について

- ・単位修得証明書の送付は、12月頃を予定しています。
- ・単位修得証明書は、免許状交付申請時に原本が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。再発行は行いません。

6 その他

- ・認定講習開催期間中において単位取得についてのお問い合わせは対応いたしません。

その他の問い合わせについては、下記までご連絡ください。

長崎県教育庁教育人事課総務・免許班 電話：095-894-3331

上級免許状等の取得方法について

令和 8 年度認定講習資料

I	共通	1
1	2 種免許状を所有する教員について	
2	単位の修得方法	
3	単位の修得方法に関する問い合わせについて	
4	留意事項	2
II	幼稚園教諭	3
1	在職年数による必要単位数の逡減について	
2	単位の修得方法	4
III	小学校教諭	5
1	在職年数による必要単位数の逡減について	
2	単位の修得方法	6
IV	中学校教諭	7
1	在職年数による必要単位数の逡減について	
2	単位の修得方法	8
3	教科に関する科目	
V	高等学校実習助手	10
1	在職年数による必要単位数の逡減について	
2	単位の修得方法	11
3	高等学校実習教科に関する科目の最低修得単位数	
VI	養護教諭	13
1	在職年数による必要単位数の逡減について	
2	単位の修得方法	
VII	特別支援学校教諭	15
VIII	栄養教諭	24
1	学校栄養職員としての勤務をもとに新たに取得する場合	
2	栄養教諭二種免許状から一種免許状への上進について	

I 共 通

I 2種免許状を所有する教員について

2種免許状は教諭の免許状である普通免許状であって、2種免許状を有する教員が担当しうる教育活動も、教科の指導のほか、道徳や特別活動など学校における教育活動全般にわたる点で、1種免許状及び専修免許状と変わるところはありません。

しかし、教員に求められる資質能力の水準としては、学部卒業が基本であるとの観点から、昭和63年の教育職員免許法改正により、学部卒業を基礎資格とする1種免許状が標準的な免許状として位置づけられるようになりました。

よって、短期大学卒業程度を基礎資格とする2種免許状については、1種免許状との比較において、教員としてなお一層の研鑽を積むことが必要であることから、教育職員でその有する相当の免許状が2種免許状であるものには、1種免許状取得の努力義務が課されています。

2 単位の修得方法

① 大学の通信教育

② 免許法認定講習

1種免許状の取得は、大学の通信教育等を利用した本人の自発的な努力が前提ですが、これを支援する目的で免許法認定講習を開講し、単位修得の機会を提供しているところです。

なお、本県の認定講習のみで単位修得をお考えの場合、定員等の都合もあり、1年間で1～2単位しか修得できませんので、年数がかかります。大学の通信教育等と組み合わせた単位修得をお勧めします。

本資料は令和8年度配布時点の法令に基づき、作成しているものとなります。法改正等により単位数等が変わることもありますので、その旨、ご注意ください。

③ 放送大学長崎学習センターの開設講座

開設講座等については、直接放送大学にお尋ねください。

長崎市文教町1番14号 TEL 095-813-1317

3 単位の修得方法に関する問い合わせについて

修得単位数等の確認・問い合わせについては、単位相談フォームで受付後、原則メールにて回答いたします。また、対面での相談を希望される方については事前予約制となっております。

おりますのでお電話にて予約をお願いします。問い合わせの内容・時期によっては、時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

(問い合わせ先) 教育人事課 総務・免許班 TEL 095-894-3331 (ダイヤルイン)
単位相談フォーム：教員免許取得に関する単位相談について

4 留意事項

- ① この資料では、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校実習助手及び養護教諭の各免許状取得にあたっての単位の修得方法は、最低修得単位数が10単位になる場合について記載していますので、これ以外の在職年数による単位修得については、教育人事課までお尋ねください。
- ② 単位の修得については、校種・職種・学歴・在職年数等により必要とされる所要資格が異なることから、各人自己責任において確認をお願いします。

Ⅱ 幼稚園教諭

Ⅰ 在職年数による必要単位数の逡減について（二種 → 一種の場合）

（Ⅰ）短期大学及び教員養成機関卒業者の場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	5	4	20	6	45
	6	4	19	5	40
	7	3	17	5	35
	8	3	15	4	30
	9	2	13	4	25
	10	2	11	3	20
	11	1	9	3	15
	12以上	1	7	2	10

※ 在職年数が12年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

（Ⅱ）大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	3	2	12	6	25
	4	2	10	4	20
	5	1	8	3	15
	6以上	1	7	2	10

※ 在職年数が6年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

2 単位の修得方法（最低修得単位数が10単位の場合）

教育職員免許法及び県規則等に基づく単位修得方法は、下表のとおりです。

領域に関する専門的事項に関する科目			1 単位
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2 単位
	第三欄	保育内容の指導法に関する科目	5 単位
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
計			7 単位
大学が独自に設定する科目			2 単位
合 計			10 単位

【留意事項】

（1）領域に関する専門的事項に関する科目について

学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上修得すること。

（2）保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について

「保育内容の指導法に関する科目」と「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目」について、どちらの内容も含んで5単位以上修得すること。

（3）大学が独自に設定する科目について

領域及び保育内容の指導法に関する科目、又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目から2単位以上修得すること。

Ⅲ 小学校教諭

Ⅰ 在職年数による必要単位数の逡減について（二種 → 一種の場合）

（Ⅰ）短期大学及び教員養成機関卒業者の場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	5	4	21	5	45
	6	4	19	5	40
	7	3	17	4	35
	8	3	15	4	30
	9	2	13	3	25
	10	2	11	3	20
	11	1	9	2	15
	12以上	1	7	2	10

※ 在職年数が12年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

（Ⅱ）大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	3	2	13	5	25
	4	2	11	4	20
	5	1	9	3	15
	6以上	1	7	2	10

※ 在職年数が6年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

2 単位の修得方法（最低修得単位数が10単位の場合）

教育職員免許法及び県規則等に基づく単位修得方法は、下表のとおりです。

教科に関する専門的事項に関する科目			1 単位
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2 単位
	第三欄	各教科の指導法に関する科目	5 単位
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	計		
大学が独自に設定する科目			2 単位
合 計			10 単位

【留意事項】

（1） 教科に関する専門的事項に関する科目について

国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について1単位以上修得すること。

（2） 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について

「各教科の指導法に関する科目」と「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、どちらの内容も含んで5単位以上修得すること。

（3） 大学が独自に設定する科目について

教科に関する専門的事項に関する科目及び各教科の指導法に関する科目、又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目から2単位以上修得してください。

Ⅳ 中学校教諭

Ⅰ 在職年数による必要単位数の逡減について（二種 → 一種の場合）

（Ⅰ）短期大学及び教員養成機関卒業者の場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	5	10	16	4	45
	6	9	15	4	40
	7	8	14	3	35
	8	7	12	3	30
	9	6	10	3	25
	10	5	8	2	20
	11	4	6	2	15
	12以上	3	5	2	10

※ 在職年数が12年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

（Ⅱ）大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一種免許状	3	6	10	4	25
	4	5	9	3	20
	5	4	7	2	15
	6以上	3	5	2	10

※ 在職年数が6年以上あれば、最低修得単位数が10単位となります。

2 単位の修得方法（最低修得単位数が10単位の場合）

教育職員免許法及び県規則等に基づく単位修得方法は、下表のとおりです。

教科に関する専門的事項に関する科目			3 単位
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2 単位
	第三欄	各教科の指導法に関する科目	3 単位
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
計			5 単位
大学が独自に設定する科目			2 単位
合 計			1 0 単位

【留意事項】

(1) 教科に関する専門的事項に関する科目について

3以上の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。

教科	教科に関する専門的事項に関する科目	教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）	数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
社会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	理科	物理学 化学 生物学 地学 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

教科	教科に関する専門的事項 に関する科目	教科	教科に関する専門的事項 に関する科目
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学及び食品学を含む。） 住居学 保育学
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	職業 指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
保健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解
技術	材料加工（実習を含む） 機械・電気（実習を含む。） 生物育成 情報とコンピュータ	宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 教科に関する専門的事項に関する科目は、<u>一般的包括的な内容を含むものでなければならない。</u>2 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。3 教科に関する専門的事項に関する科目のうち、「 」内に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目1以上にわたって行うものとする。 |
|--|

(2) 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について

各教科の指導法に関する科目と道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目について、どちらの内容も含んで3単位以上修得すること。

(3) 大学が独自に設定する科目について

教科に関する専門的事項に関する科目及び教科の指導法に関する科目、又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目から2単位以上修得してください。

V 高等学校実習助手

Ⅰ 在職年数による必要単位数の逡減について

受けようとする免許状の種類	基 礎 資 格	基礎資格取得後、必要な在職年数	基礎資格を取得したのち、大学等において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	総単位数
高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、又は商船実習を担任する教諭の1種免許状	イ. 大学において左欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	3	5	5	10
	ロ. 高等専門学校において左欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、準学士の称号を有すること	3	5	5	10
	ハ. 高等学校において左欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	6	5	5	10
	ニ. 9年以上左欄に掲げる実習に関する実地の経験を有すること	3	5	5	10

- Ⅰ 在職年数は、基礎資格を取得したのち、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において、表中に掲げる実習を担任する助教諭及び実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手として良好な成績で勤務した期間であること。
- 9年以上、受けようとする免許状の実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して9年に不足するものについては、二の項中「9年以上」とあるのは、「9年に不足する年数に2を乗じて得た年数を9年に加えた年数以上」と読み替える。
- イの項に掲げる「文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格」とは、大学に2年以上在学し、同表に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、62単位以上を修得すること（短期大学士の学位を有することを除く。）又は旧令による修業年限3年以上の専門学校において同表の実習に係る実業に関する学科を専攻して卒業すること。
ハの項に掲げる「文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格」とは、旧令による国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年の実業学校又は旧令による国民学校高等科修了程度を入学資格とする修業年限3年の実業学校において同表に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。

2 単位の修得方法（最低修得単位数が10単位の場合）

教育職員免許法及び県規則等に基づく単位修得方法は、下表のとおりになります。

教科に関する専門的事項に関する科目			5 単位以上
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2 単位
	第三欄	各教科の指導法に関する科目	2 単位
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	計		
合 計			1 0 単位

（1）教科に関する専門的事項に関する科目について

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	
看護実習	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）	1単位以上 1単位以上
家庭実習	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学 食物学（栄養学及び食品学を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理	3以上の科目についてそれぞれ 1単位以上

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目	
情報実習	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術 情報と職業	3以上の科目についてそれぞれ 1単位以上
農業実習	農業の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
工業実習	工業の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
商業実習	商業の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
水産実習	水産の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
福祉実習	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解	3以上の科目についてそれぞれ 1単位以上
商船実習	商船の関係科目 職業指導	1単位以上 1単位以上
1 「 」内に表示された科目の単位の修得方法は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。 2 この表は、免許法別表第5の一種免許状（ロ）の場合及び免許法附則第9項の場合に適用する。		

（2）各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について

各教科の指導法に関する科目と道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目についてどちらの内容も含んで2単位以上修得すること。

VI 養護教諭

I 在職年数による必要単位数の逡減について（二種 → 一種の場合）

（1）短大卒業者の場合

受けようとする 免許状の 種類	基礎 免許状	在職 年数	最低修得単位数			
			養護に関 する科目	養護教諭・栄養 教諭の教育の基 礎的理解に関す る科目等	大学が独自 に設定する 科目	総単位数
1 種 免許状	2 種 免許状	3	8	6	2	20
		4	7	4	2	15
		5以上	5	3	2	10

（2）大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

受けようとする 免許状の 種類	基礎 免許状	在職 年数	最低修得単位数			
			養護に関 する科目	養護教諭・栄養 教諭の教育の基 礎的理解に関す る科目等	大学が独自 に設定する 科目	総単位数
1 種 免許状	2 種 免許状	1	5	3	2	10

2 単位の修得方法（最低単位数が10単位の場合）

養護に関する科目	第二欄	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4科目以上について 各1単位以上
	第三欄	学校保健	
	第四欄	養護概説	
	第五欄	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	
	第六欄	栄養学（食品学を含む。）	
	第七欄	解剖学・生理学	
	第八欄	「微生物学、免疫学、薬理概論」	
	第九欄	精神保健	
	第十欄	看護学（救急措置を含む。）	
計			5単位
養護教諭 栄養教諭 の教育の 基礎的理 解に関す る科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	1単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1単位以上
計			3単位
大学が独自に設定する科目			2単位
合 計			10単位

【留意事項】

（1）養護教諭栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について

免許法施行規則第10条の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、第2欄及び第3欄にあっては、当該科目に係るいずれかの事項について修得するものとする。

（2）大学が独自に設定する科目について

養護に関する科目若しくは養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。

VII 特別支援学校教諭

I 特別支援学校教諭二種免許状の取得方法について（教育職員免許法別表第7）

1. 基礎資格

- (1) 小学校、中学校、高等学校、幼稚園のいずれかの普通免許状を有すること。
- (2) 上記のいずれかの免許状を取得後に、小学校、中学校、高等学校、幼稚園または特別支援学校のいずれかの学校において教員として3年以上の在職年数があり、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を得ることができること。

※ 3年の在職年数には、産前産後休暇、育児休業や休職期間のほか指導主事として勤務した期間、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員（寮母）として勤務した期間等は含まれません。

特別支援教育に関する科目			左の科目に含めるべき科目		修得単位数 二種免許状		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目				1単位以上		
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害	心理等に関する科目（中心となる領域：視覚障害）		1単位以上		2単位以上
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：視覚障害）		1単位以上		
		聴覚障害	心理等に関する科目（中心となる領域：聴覚障害）		1単位以上		
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：聴覚障害）		1単位以上		
		知的障害	心理等に関する科目（中心となる領域：知的障害）		両方の内容を含んで1単位以上		
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：知的障害）				
		肢体不自由	心理等に関する科目（中心となる領域：肢体不自由）		両方の内容を含んで1単位以上		
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：肢体不自由）				
病弱	心理等に関する科目（中心となる領域：病弱）		両方の内容を含んで1単位以上				
	教育課程等に関する科目（中心となる領域：病弱）						
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 重複・LD等領域＋5領域のうち免許状に定められる領域以外の領域 （「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」）				1単位以上		
計					6単位以上		

2. 留意事項

(1) 第1欄について

- ・全領域についての共通科目です。
- ・1単位以上修得する必要があります。

(2) 第2欄について

- ・第2欄の最低修得単位数を満たした領域が免許状に定められる領域となります。
- ・免許状に定めようとする領域を「中心となる領域」とした科目を修得することになります。

※「心理等に関する科目」・・・「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」

※「教育課程等に関する科目」・・・「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」

(3) 第3欄について

- ・重複・LD等を「中心となる領域」として、第2欄で特別支援教育領域として定めた領域以外の全ての領域を「含む領域」として修得することが必要となります。
- ・例えば、知的障害領域の免許状を取得する場合、肢体不自由、病弱、視覚障害、聴覚障害に関する内容を含まなければなりません。

3 特別支援学校教諭一種免許状の取得方法について（教育職員免許法別表第7）

基礎資格

- (1) 特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）の免許状を有すること。
- (2) 上記のいずれかの免許状を取得した後に、特別支援学校において、取得しようとする特別支援教育領域を担当する教員として3年以上の在職年数があり、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を得ることができること。

※ 3年の在職年数には、産前産後休暇、育児休業や休職期間のほか指導主事として勤務した期間、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員（寮母）として勤務した期間等は含まれません。

※ 複数の領域を定めた上級免許状を取得する場合、必要となる在職年数は、当該免許状に定められる領域のうちいずれか一つ以上に係るものでかまいません。

＜例＞ 視覚及び聴覚の領域を定めた2種免許状を有する者が、視覚の領域を担当する教員として3年間在職し、視覚及び聴覚の領域を定めた1種免許状を授与されるために必要な単位を修得した場合、視覚及び聴覚の領域を定めた1種免許状を取得できます。

特別支援教育に関する科目		左の科目に含めるべき科目		修得単位数 一種免許状	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1単位以上	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害	心理等に関する科目（中心となる領域：視覚障害）	1単位以上	
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：視覚障害）	1単位以上	
		聴覚障害	心理等に関する科目（中心となる領域：聴覚障害）	1単位以上	
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：聴覚障害）	1単位以上	
		知的障害	心理等に関する科目（中心となる領域：知的障害）	両方の内容を含んで1単位以上	
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：知的障害）		
		肢体不自由	心理等に関する科目（中心となる領域：肢体不自由）	両方の内容を含んで1単位以上	
			教育課程等に関する科目（中心となる領域：肢体不自由）		
病弱	心理等に関する科目（中心となる領域：病弱）	両方の内容を含んで1単位以上			
	教育課程等に関する科目（中心となる領域：病弱）				
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 重複・LD等領域＋5領域のうち免許状に定められる領域以外の領域 （「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」）			1単位以上	
計				6単位以上	

※ 第1欄～第3欄の単位取得については、特別支援学校教諭二種免許状の留意事項を参照。

4 すでに取得した特別支援学校教諭免許状に新たな教育領域を追加する方法について

(1) 必要な最低在職年数について

① 二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合

幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校及び幼保連携型認定こども園の教員として1年以上の在職年数が必要です。

② 専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合

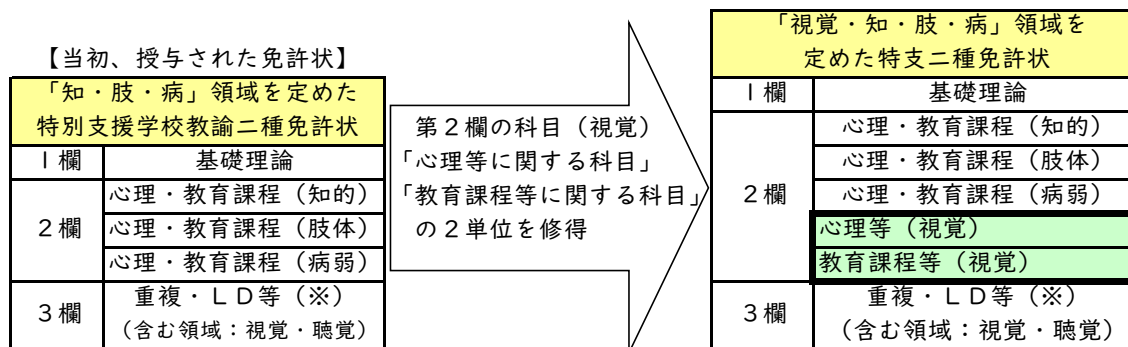
当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員としての1年以上の在職年数が必要です。

(2) 教育職員検定による領域追加に必要な単位

追加しようとする領域	所持する免許状	
	専修免・一種免	二種免
視覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目： 1単位以上 教育課程等に関する科目： 1単位以上を含む	2 心理等に関する科目： 1単位以上 教育課程等に関する科目： 1単位以上を含む
聴覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目： 1単位以上 教育課程等に関する科目： 1単位以上を含む	2 心理等に関する科目： 1単位以上 教育課程等に関する科目： 1単位以上を含む
知的障害者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて1単位以上、 教育課程等に関する科目：1単位以上	1 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて 1単位以上を含む
肢体不自由者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて1単位以上、 教育課程等に関する科目：1単位以上	1 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて 1単位以上を含む
病弱者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて1単位以上、 教育課程等に関する科目：1単位以上	1 心理等に関する科目・教育課程等に関する科目合わせて 1単位以上を含む

※太枠箇所は教育職員免許法施行規則改正により平成22年4月1日から追加されています。

(3) 「知・肢・病」の領域を定めた特別支援2種免許状に「視覚障害領域」を追加する場合の例



※ この「重複・LD等」には、「心理等」「教育課程等」の双方を含むものとする。

- ・第2欄の「心理等に関する科目（視覚）」「教育課程等に関する科目（視覚）」をそれぞれ1単位ずつ修得することで『視覚障害』領域の追加が可能。
- ・第3欄の視覚領域は「含む領域」なので、第3欄としてしか使用できません。

(4) 2種免許状を有する者等の単位数

(ア) 追加しようとする領域を定めた2種免許状を持っている場合等について

特別支援学校教諭1種免許状に新教育領域を追加する場合において、以下のような場合には、1種免許状に当該領域を追加するために必要な専門性はすでに確保されているとみなされるため、2種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は既に修得したものとみなすこととされています。

このため、下記①～③の場合においては、1種免許状に新教育領域を追加するために必要な単位数から、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位数を差し引いたものを修得すれば良いことになります。

- ① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合
- ② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合
- ③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

<例1> 特別支援学校教諭二種免許状（視覚障害）を有する者が一種免許状（聴覚障害）に視覚障害の領域を追加する場合

一種免許状に視覚障害の領域を追加するのに必要な単位数	二種免許状に視覚障害の領域を追加するのに必要な単位数	二種免許状（視覚障害）を有する者が一種免許状に視覚障害の領域を追加する場合に必要な単位数
視覚 4単位	視覚 2単位	視覚 2単位（4－2単位）

(イ) 追加しようとする領域を定めた2種免許状の授与を受けるために単位を修得している場合更に、

- ① 当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるために修得した単位
 - ② 2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位
- を一種免許状に係る単位数に含めることができます。

ただし、同条第5項に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とします。

5 盲・聾・養護学校の免許状を所持する者が新教育領域を追加する方法について

(1) 特別支援学校教諭免許状の授与と新教育領域の追加の考え方について

特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）の免許状を有する者に対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一の種類（2種、1種、専修）の特別支援学校教諭免許状を授与することはできません（この場合、新教育領域の追加となります）。

<具体例>

- ・ 2種免許状（視覚）を有する者に、2種免許状（聴覚）の授与はできません。
（この場合は2種免許状（視覚）に聴覚障害者に関する教育の領域を追加することとなります。）
- ・ 2種免許状（視覚）を有する者に、1種免許状（聴覚）の授与は可能。
- ・ 1種免許状（視覚）を有する者に、2種免許状（聴覚）の授与は可能。

(2) 新教育領域の追加の方法

盲・聾・養護学校の免許状を有する者は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされているため、これらの免許状に新教育領域を追加する場合にも、新たな特別支援学校教諭免許状の授与ではなく、領域の追加となります。

<例1> 養護学校教諭2種免許状に視覚の領域を追加

従来は、養護学校教諭2種免許状を持つ者が、新たに視覚の領域を追加するための単位を修得した場合、特別支援学校教諭2種免許状（視覚障害）が授与されていましたが、現在ではそのような授与ではなく、養護学校教諭2種免許状〔特別支援学校教諭2種免許状（知・肢・病）とみなす〕に視覚の領域を追加することになります。

特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）免許状に、教育職員検定により新教育領域を追加した場合には、新たな免許状の授与とはなりません。

(3) 第3欄科目の修得の必要性

旧免許状を所持する者は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされているため、旧免許状を所持する者が新教育領域を追加する場合にも、特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する場合と同様、第3欄に掲げる科目の単位を修得する必要はありません。

6 新教育領域の追加をする際の申請先について

「新教育領域の追加の定め」を行うことができるのは、追加する元となる特別支援学校教諭免許状（盲、聾、養護学校教諭免許状を含む。）を発行した都道府県教育委員会となります。

<例> 特別支援学校教諭1種免許状（知的障害）を東京都教育委員会から授与され、現在、長崎県で教員として勤務している者が視覚障害領域1種の申請に必要な所要資格を得た場合、追加する元となる免許状を発行した東京都教育委員会に新教育領域の追加申請をすることになります。

新教育領域の追加に必要な所要資格を満たし、本県教育委員会に追加申請を行う場合は教育人事課HPから申請をしてください。

VIII 栄養教諭

I 学校栄養職員としての在職年数をいかして栄養教諭免許状を取得する場合

1. 栄養教諭一種免許状の取得について

(1) 基礎資格

- ①管理栄養士免許状を有する者又は管理栄養士養成課程を修了し栄養士免許状を有する者
- ② ①の免許状を取得した後、学校栄養職員等としての3年以上の在職

(2) 必要修得単位

管理栄養士免許状を取得した後に大学等で必要単位を修得する必要があります。

①栄養に係る教育に関する科目

2単位以上修得する必要があります。

ただし、それらの科目には以下の事項が全て含まれてなければなりません。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

②養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

8単位以上修得する必要があります。内訳は以下のとおりです。

養護教諭・ 栄養教諭の 教育の基礎 的理解に関 する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	1 単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び 生徒指導、教育相談等に関する科目	1 単位以上
	第四欄	栄養教育実習※	1 単位以上
計			8 単位

※ 教育職員免許法第3条の2に規定する非常勤の講師として1年以上栄養の指導に関し、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、他の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位をもってこれに替えることができます。（教育職員免許法施行規則附則第6項表備考第4号）

※ 特別非常勤講師については、令和8年3月4日付け R07-40190-01443「令和8年度免許事務に係る手続きについての「特別非常勤講師の届出について」を参照。

2. 栄養教諭二種免許状の取得について

(1) 基礎資格

- ① 栄養士免許状を有する者
- ② ①の免許状を取得した後、学校栄養職員等として良好な成績で3年間以上の在職

(2) 必要修得単位

栄養士免許状を取得した後に大学等で必要単位を修得する必要があります。

① 栄養に係る教育に関する科目

2単位以上修得する必要があります。

ただし、それらの科目には以下の事項が全て含まれてなければなりません。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

② 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

6単位以上修得する必要があります。内訳は以下のとおりです。

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	1単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1単位以上
	第四欄	栄養教育実習※	1単位以上
	計		6単位

※教育職員免許法第3条の2に規定する非常勤の講師として1年以上栄養の指導に関し、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、他の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位をもってこれに替えることができます。（教育職員免許法施行規則附則第6項表備考第4号）

※特別非常勤講師については、令和8年3月4日付け R07-40190-01443「令和8年度 免許事務に係る手続きについての「特別非常勤講師の届出について」を参照。

2 栄養教諭二種免許状から一種免許状への上進

すでに栄養教諭二種免許状を有する者が、一種免許状を取得しようとする場合、大きく分けて、2パターンの取得方法があります。

1. 免許法別表第6の2（栄養教諭としての在職年数で必要修得単位数が低減）

（1）基礎資格

- ① 栄養教諭二種免許状を有すること。
- ② ①の免許状を取得した後、栄養教諭として良好な成績で3年間以上の在職

（2）必要修得単位数

栄養教諭二種免許状を取得した後、大学等で必要単位を修得する必要があります。

在職 年数	管理栄養士学校指定規則別表第1 に掲げる教育内容に関する科目	栄養に係る教育 に関する科目	養護教諭・栄養教諭の 教育の基礎的理解に関 する科目等	最低修得 単位数
3	3 2	2	6	4 0
4	2 7	2	6	3 5
5	2 3	2	5	3 0
6	1 8	2	5	2 5
7	1 4	2	4	2 0
8	1 0	1	4	1 5
9	6	1	3	1 0

① 栄養に係る教育に関する科目

以下の事項を含んで修得するものとする。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

② 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

最低修得単位数			4 以下	5 以上 6 以下
養護教諭・ 栄養教諭の 教育の基礎 的理解に関 する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	1 単位以上	2 単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容 及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1 単位以上	2 単位以上

※ 栄養教諭として任用されて、すでに管理栄養士免許を有し、栄養教諭二種免許状を有する者の場合

3年間の在職年数に満たない在職期間があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、最低修得単位数「40単位」とあるのは、「8単位」と読み替えるものとする。（免許法別表第6の2備考）

① 栄養に係る教育に関する科目

以下の事項を含んで2単位以上修得するものとする。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

② 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

最低修得単位数			6単位以上
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	2単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位以上

2. 免許法別表第2の2（学士の学位を有したうえで、一種免許状と二種免許状の単位数の差を修得）

（1）基礎資格

- ① 学士の学位を有すること。
- ② 管理栄養士免許状を有する者又は管理栄養士養成課程を修了し栄養士免許状を有する者

（2）必要修得単位数

① 栄養に係る教育に関する科目

2単位以上修得する必要があります。

ただし、それらの科目には以下の事項が全て含まれてなければなりません。

- ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項
- ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項
- ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項
- ・ 食に関する指導の方法に関する事項

② 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

6単位以上修得する必要があります。内訳は以下のとおりです。

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	3単位以上
	第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3単位以上
計			6単位以上

留意事項

別表第2の2のパターンで単位を修得する場合は、栄養教諭の免許状が取得可能な教職課程を有する大学で修得する必要があります。従って、放送大学や免許法認定講習で修得した単位については使用できません。